

# 令和3年度第1回佐渡市地域包括支援センター運営協議会

## (書面会議)

以下の内容についてご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

### 1. 議題

#### (1) 令和3年度佐渡市地域包括支援センターの設置状況等について（報告）

…資料 No. 1 参照

- ・令和3年度から社会福祉法人愛宕福祉会に佐渡中地域包括支援センター（設置場所は畑野母子健康センター内）へ運営委託をしました。
- ・担当圏域につきましては中地域包括支援センターが新穂、畑野、真野地区。西地域包括支援センターが相川、佐和田、金井地区に変更になっています。
- ・その他圏域別高齢者の現状と介護保険事業所等の状況です。

#### (2) 令和2年度地域包括支援センター事業報告について

… 資料 NO. 2-1・2-2 参照

- ・令和2年度第2回運営協議会では4月から12月までの実績での報告でしたが、今回は1月から3月までの実績を入れた令和2年度1年分の報告になります。
- ・各地域包括支援センターの決算報告です。

中央包括支援センターの不要額の主な要因ですが、人事異動による出向職員分の減額とコロナ禍の影響で、研修会などの中止やオンライン開催になった事が挙げられます。

社会福祉協議会への運営委託をしている地域包括支援センターの不要額の原因につきましては、当初予算計上時の人員配置数と実際の配置人数の減があったことが要因です。

#### (3) 地域包括支援センターの運営について

##### ①佐渡市地域包括支援センターの運営方針について… 資料 No. 3

- ・令和3年2月開催の令和2年運営協議会で承認されたものです。

##### ②令和3年度地域包括支援センターの事業計画

佐渡中地域包括支援センターの事業別重点目標および予算について

…資料 No 4 参照

- ・新たに報告させていただくものは、佐渡中地域包括支援センターの事業別重点目標および予算になります。

#### (4) 介護予防支援業務の委託について

- ・介護予防支援事業では、介護予防マネジメント及び介護予防支援を行っています。介護予防のケアプラン作成の委託にあたっては、利用者への十分な説明と意向を踏まえながら、中立性および公正性の確保を図ること、また地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないとされています。
- ・2頁は介護予防支援事業を委託した居宅介護支援事業所の一覧と数です。現状としましては、要介護から要支援に介護認定が変わっても、ご利用様が継続して担当をしてほしいと等の希望により、引き続き居宅介護支援事業所にお願いをしております。

(5) 特定の介護予防サービス事業者への偏りの評価について

- ・地域包括支援センターが作成する介護予防サービスの計画において、正当な理由なく特定の介護予防サービス事業所へ偏ることがないようにするための評価です。
- ・サービス利用時にはご利用様やご家族に複数の介護予防サービス事業所の紹介や選定理由等について十分な説明を行っております。

(6) その他

- ・令和3年4月より佐渡市高齢福祉課地域包括ケア推進室に包括支援係が設置され、各地域包括支援センターの後方支援と「みんなのふくし総合相談窓口」として、世代を超えた相談を受け付けています。

2. その他

- ・令和3年度からは年2回の運営協議会の開催を予定しております。
- ・第2回地域包括支援センター運営協議会は令和4年2月に開催予定です。  
内容は翌年度の計画案、予算案、委託等についての協議になります。
- ・運営協議会の委員の皆様の任期は令和3年11月末までです。令和3年12月以降、引き続き委員をお願いすることもありますので、その際はご協力をお願いします。  
ご協力いただきありがとうございました。